

健康応援セミナー及び事業所型面談の実施について

共済組合では、組合員及びその被扶養者で特定保健指導の対象者となった方が、特定保健指導をより利用しやすい環境となるよう、共済組合が委託した保健指導機関が、所属所へ出向いて保健指導を行う健康応援セミナー及び事業所型面談を実施します。

1 健康応援セミナー

(1) プログラム

次の5つのコースから選べます。

- | | | |
|---|-----------|---------------------------|
| ① | 1日コース | (初回支援＋オプション講座) |
| ② | 半日コース | (") |
| ③ | 個別コース | (") |
| ④ | グループ支援コース | (初回支援のみ) |
| ⑤ | 個別支援コース | (") |

(2) 利用方法

保健指導機関に直接連絡し、日程等の調整をしてください。

(3) 保健指導機関

公益財団法人 長野県健康づくり事業団

2 事業所型面談

(1) プログラム

- | | | |
|---|--------|-----------|
| ① | 個別支援 | (30分以上/人) |
| ② | グループ支援 | (80分以上/回) |

(2) 利用方法

共済組合医療福祉課にご連絡ください。

(3) 保健指導機関

株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア

3 利用期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間です。

4 費用

保健指導の費用は、共済組合が負担します。